

令和 8 年度管内概要

福島県県北建設事務所

■令和 7 年度の主な成果



国土交通省宮城南部復興事務所提供写真

【令和元年東日本台風被災箇所の改良工事】
国道 3 4 9 号 五十沢工区



【令和元年東日本台風からの改良復旧工事】
移川工区



【安定的な機能を確保する橋梁補修工事】
国道 4 5 9 号 羽石高架橋



【担い手確保につながる現場見学会】
上名倉飯坂伊達線 天戸橋工区

目 次

1	管内の概況	1
	（1）管理施設	2
	（2）管内市町村の概要	3
2	県北建設事務所概要	
	（1）内部組織図	4
	（2）基本目標と基本方針	5
	（3）予算の状況	6
	（4）事務所スタンダード	7
3	事業概要	
	（1）位置図	8
	（2）取組別事業	9
	取組 1: 令和元年東日本台風の災害を踏まえた治水対策の加速化	9
	取組 2: 自然災害に強い道づくりと安定的な道路利用の確保	14
	取組 3: 県管理施設の安定的な機能を確保する維持管理	16
	取組 4: 豊かに暮らし続けるための地域づくり	19
	取組 5: 交流とにぎわいづくりを支えるまちづくり	20
	取組 6: 快適で安全な居住空間の確保と空き家活用による地域活性化	21
	取組 7: 下水道施設の計画的な改築更新と災害に強い施設整備	—
	取組 8: 建設産業発展のための職場環境整備と担い手確保の支援	23
	取組 9: 高速交通体系をいかした広域交流を促進する道路の整備	24
	取組 10: 日常生活を支え、地方創生に資する道路の整備	25
	（3）許認可・申請・届出審査業務	27
4	沿革	30
5	管轄図	31
6	アクセス	32

1 管内の概況



県北建設事務所の管轄エリアは、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村の4市3町1村の8市町村からなり、中通りの北部に位置しています。

面積は、1,753km²で県土面積の12.7%を占めており、人口は約43.9万人で県人口の25.6%となっています。(面積：令和8年1月調、人口：令和8年1月1日現在)

地形的には、西に磐梯朝日国立公園の一角をなす安達太良連峰の山々が連なる奥羽山脈、東には阿武隈高地、その間には阿武隈川流域の信達平野（福島盆地）と3つの地域から形成されており、多様な自然に恵まれ、果物の豊富な産地となっています。

福島市を中心に行政機能、教育、文化、医療などの都市機能の集積が進んでおり、本県の政治、経済、文化の中心的役割を担っています。他に東北自動車道、北海道東北新幹線、山形新幹線などの高速交通網の整備により、首都圏や隣接する宮城県・山形県と短時間で結ばれ、東北中央自動車道の整備による相双地域及び山形県との連携強化も期待されています。

1 管内の概況

(1) 管理施設

管理施設等	概要
■ 道路	● 県管理道路 - 一般国道 : 5路線 - 主要地方道 : 17路線 - 一般県道 : 60路線 - 計82路線 L=909.5km (改良率: 80.8% 舗装率: 96.9%) ● 交通不能区間 : 4路線4箇所 (L=6.8km) ● 冬季交通不能区間 : 6路線9箇所 (L=64.6km) ● 異常気象時通行規制区間 : 11路線15箇所 (L=105.0km) ● 特殊通行規制区間 : 4路線6箇所 (L=23.1km)
■ 河川	● 阿武隈川水系 : 一級河川 90河川 ● 指定区間延長 : L=608.8km ● 要改修区間 : L=382.8km ● 改修済延長 (改修率) : L=190.8km (49.8%)
■ 砂防	● 土砂災害危険箇所 (1,598箇所)
土石流	● 土石流危険渓流 (920渓流) - I 類: 357渓流 II 類: 562渓流 その他: 1渓流 - うち要対策箇所: 346箇所 概成箇所: 52箇所 整備率: 15.0% ● 砂防指定地: 191箇所
地すべり	● 地すべり危険箇所: 15箇所 うち概成箇所: 7箇所 整備率: 46.7% ● 地すべり防止区域: 7箇所、面積140.04ha
急傾斜地	● 急傾斜地崩壊危険箇所 (663箇所) - I 類: 201箇所 II 類: 462箇所 - うち要対策箇所: 177箇所 概成箇所: 56箇所 整備率: 31.6% ● 急傾斜地崩壊危険区域: 79箇所
■ 都市計画	● 都市計画区域面積: 60,362ha ● 都市計画道路 - 決定延長 : 348.25km - 改良済延長 : 233.84km - 改良率 : 67.1% ● 県営都市公園 - 公園名: あづま総合運動公園 - 面積 : 98.2ha
■ 県営住宅	● 県営住宅団地 - 団地数: 27団地 うち復興公営住宅 10団地 - 棟数: 254棟 146棟 - 戸数: 2,691戸 878戸

1 管内の概況

(2) 管内市町村の概要

資料：福島県現住人口調査月報、国土地理院全国都道府県市区町村別面積調、国道現況調査、市町村要覧

区分 市町村名	人口 (人) (R8.1.1) A	面積 (km ²) (R8.1.1) B	人口密度 (1km ² 当り) A/B	管内道路実延長(m) (R6.4.1)				特殊立法 適用区分 ○：全域指定 △：一部指定			
				国道	県道		計	山村 振興	豪雪	過疎	都市計 画区域
					主要地方道	一般県道					
福島市	268,345	767.72	349.5	83,729	116,673	115,292	315,694	△	△		△
二本松市	49,353	344.42	143.3	57,265	44,352	88,268	189,885			△	△
伊達市	53,748	265.12	202.7	66,490	46,658	81,195	194,343			△	△
本宮市	29,628	88.02	336.6	0	28,971	34,209	63,180				△
桑折町	10,671	42.97	248.3	0	2,641	14,375	17,016				△
国見町	7,727	37.95	203.6	0	8,275	15,051	23,326			○	△
川俣町	10,607	127.70	83.1	39,639	14,248	7,743	61,630	△		○	△
大玉村	8,909	79.44	112.1	0	6,278	31,187	37,465	△			△
合計	438,988	1,753.34	250.4	247,123	268,096	387,320	902,539				
県全体	1,712,648	13,784.41	124.2	1,507,753	1,896,932	2,317,683	5,722,368				
県全体に対する割合	25.6%	12.7%		16.4%	14.1%	16.7%	15.8%				

注) 国道は県管理のみ(国直轄管理含まず)

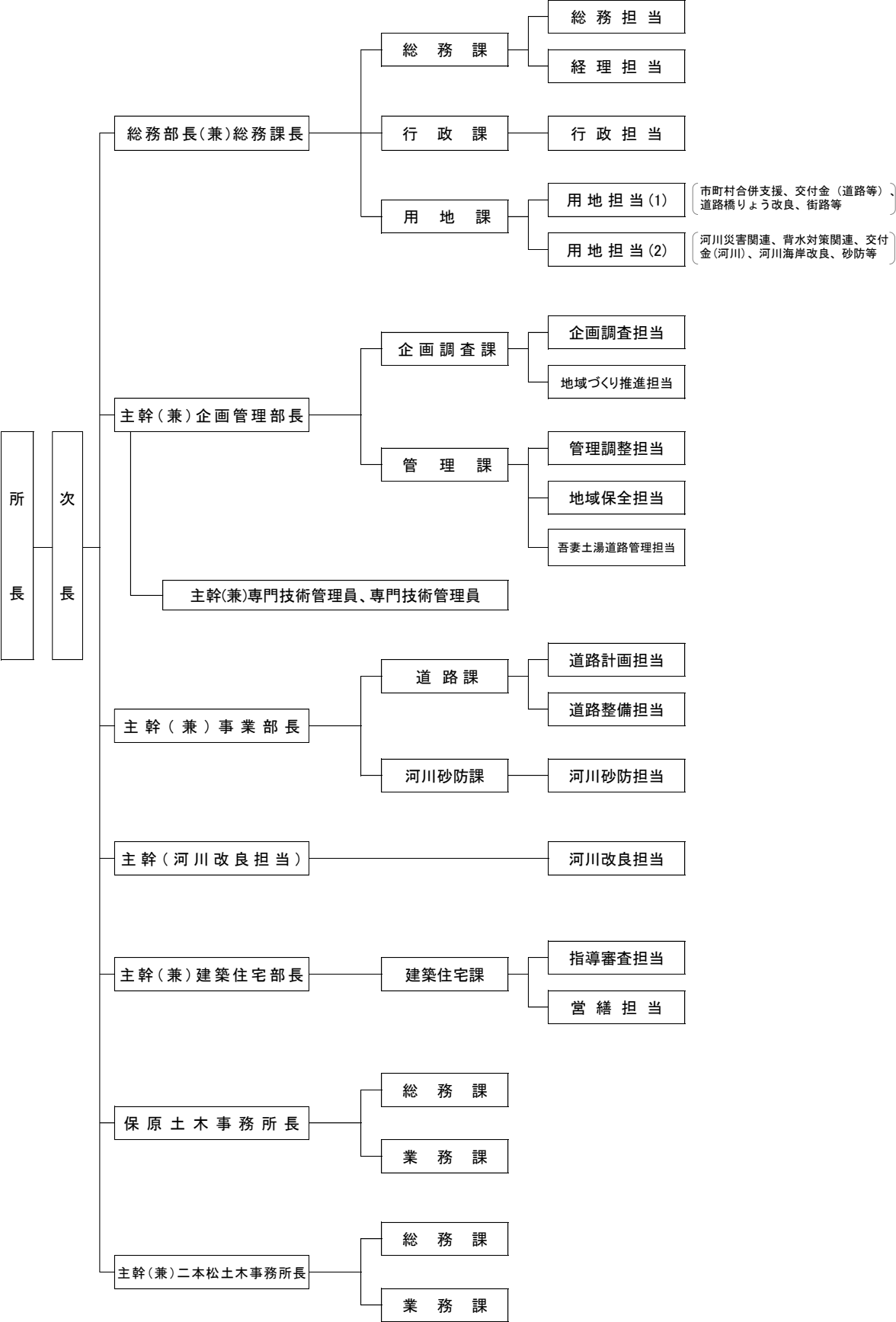
注) 道路合計延長は、管轄区域が他市町村に及ぶ場合等があり加算しても合わない場合がある

2 県北建設事務所概要

(1) 内部組織図

3 行政組織（内部組織）

令和8年4月1日



2 県北建設事務所概要

(2) 基本目標と基本方針

令和3年12月策定の「福島県土木・建築総合計画～安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくりプラン～」における地域別計画として以下を定めています。

□基本目標

高次都市機能と自然豊かな地域資源をいかし、
人と暮らしを守り続ける地域づくり・まちづくり

□3つの基本方針と10の取組

基本方針1 自然災害に強く、暮らしを守り続ける地域づくりを進めます。

- 取組1 令和元年東日本台風を踏まえたソフトとハードが一体となった治水対策を実施します。
- 取組2 自然災害に強い道路づくりときめ細かな除雪作業により、一年を通して安定的な道路利用を確保します。
- 取組3 長寿命化計画に基づく効率的な補修と最新技術を活用した日常管理により、県管理施設の安定的な機能を確保します。

基本方針2 住む人が豊かに暮らせる地域づくり・まちづくりを進めます。

- 取組4 県北地域の自然環境と文化を守り育て、豊かに暮らし続けるための地域づくりを進めます。
- 取組5 県北地域の地域資源をいかした交流とにぎわいづくりを支えるまちづくりを進めます。
- 取組6 県営住宅の設備改修や住戸内のバリアフリー化と、空き家活用によるにぎわいを持続する地域づくりを進めます。
- 取組7 県北地域の生活環境と阿武隈川の水質を保全するため、下水道施設の計画的な改築更新及び災害に強い下水道施設の整備を行います。
- 取組8 地域の守り手である建設業が持続可能な産業として発展するための職場環境整備の支援と建設業の魅力を伝える広報活動を行います。

基本方針3 高次都市機能と地域資源を結び、人が行き交い日常を支える地域づくりを進めます。

- 取組9 高速交通体系をいかした県内外の広域交流を促進する道路を整備します。
- 取組10 通勤・通学、観光地や医療機関へのアクセスなど日常生活を支え、地方創生に資する道路を整備します。

2 県北建設事務所概要

(3) 予算の状況

●令和8年度県北建設事務所予算の内訳

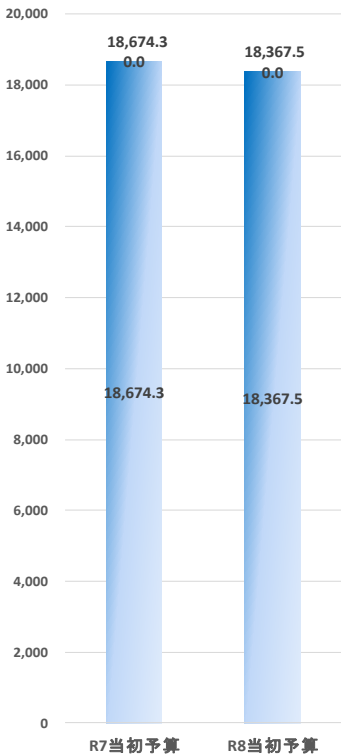
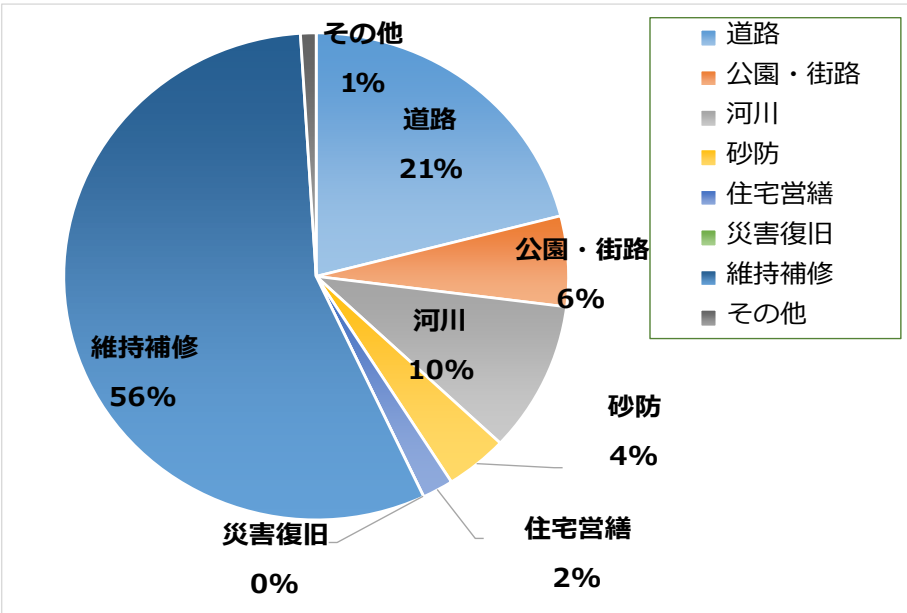
単位：百万円

予算額及び伸び率 事業区分	令和7年度			令和8年度			伸び率(%)	
	計	現年	繰越	計	現年	繰越	現年＋繰越	現年
	(D)	(E)	(F)	(D)	(E)	(F)	(D/A)	(E/B)
道路	3,091.2	2,056.1	1,035.1	3,831.4	2,663.4	1,168.0	1.24	1.30
公園・街路	829.4	580.7	248.7	1,122.0	929.8	192.2	1.35	1.60
河川	4,250.8	1,717.9	2,532.9	1,764.8	910.2	854.6	0.42	0.53
砂防	591.7	366.0	225.7	692.7	444.5	248.2	1.17	1.21
住宅営繕	457.0	363.5	93.5	441.6	335.3	106.3	0.97	0.92
災害復旧	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
維持補修 (道路・河川・住宅等)	9,304.8	7,616.2	1,688.6	10,297.8	7,799.6	2,498.2	1.11	1.02
その他	149.4	143.8	5.6	217.2	217.2	0.0	1.45	1.51
合計	18,674.3	12,844.2	5,830.1	18,367.5	13,300.0	5,067.5	0.98	1.04

注) 予算内示後において事業執行管理システムより出力したものであり、事務費・旅費・賃金等は含まない

単位：百万円

●令和8年度県北建設事務所予算の構成比



2 県北建設事務所概要

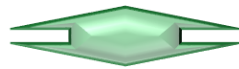
(4) 事務所スタンダード（行動基準）

組織運営目標：基本方針（スローガン）

「私たちは、安全安心、豊かさを次代につなぐ仕事を「ひとつひとつ」実現します」

外部行動規準 ～皆様への約束～

- ① 私たちは、笑顔で挨拶、さわやかな対応をします。
- ② 私たちは、丁寧で分かりやすい説明を心かけ、積極的に広報を行います。
- ③ 私たちは、皆様からのご意見などに対して感謝の気持ちで丁寧に対応します。
- ④ 私たちは、速やかに現場を確認し、迅速に課題を解決します。
- ⑤ 私たちは、原理・原則を守り、日々の研鑽に努め、適正な事務執行を行います。
- ⑥ 私たちは、皆様とともに考えながら、持続可能な社会を目指した社会資本の整備・管理を行います。

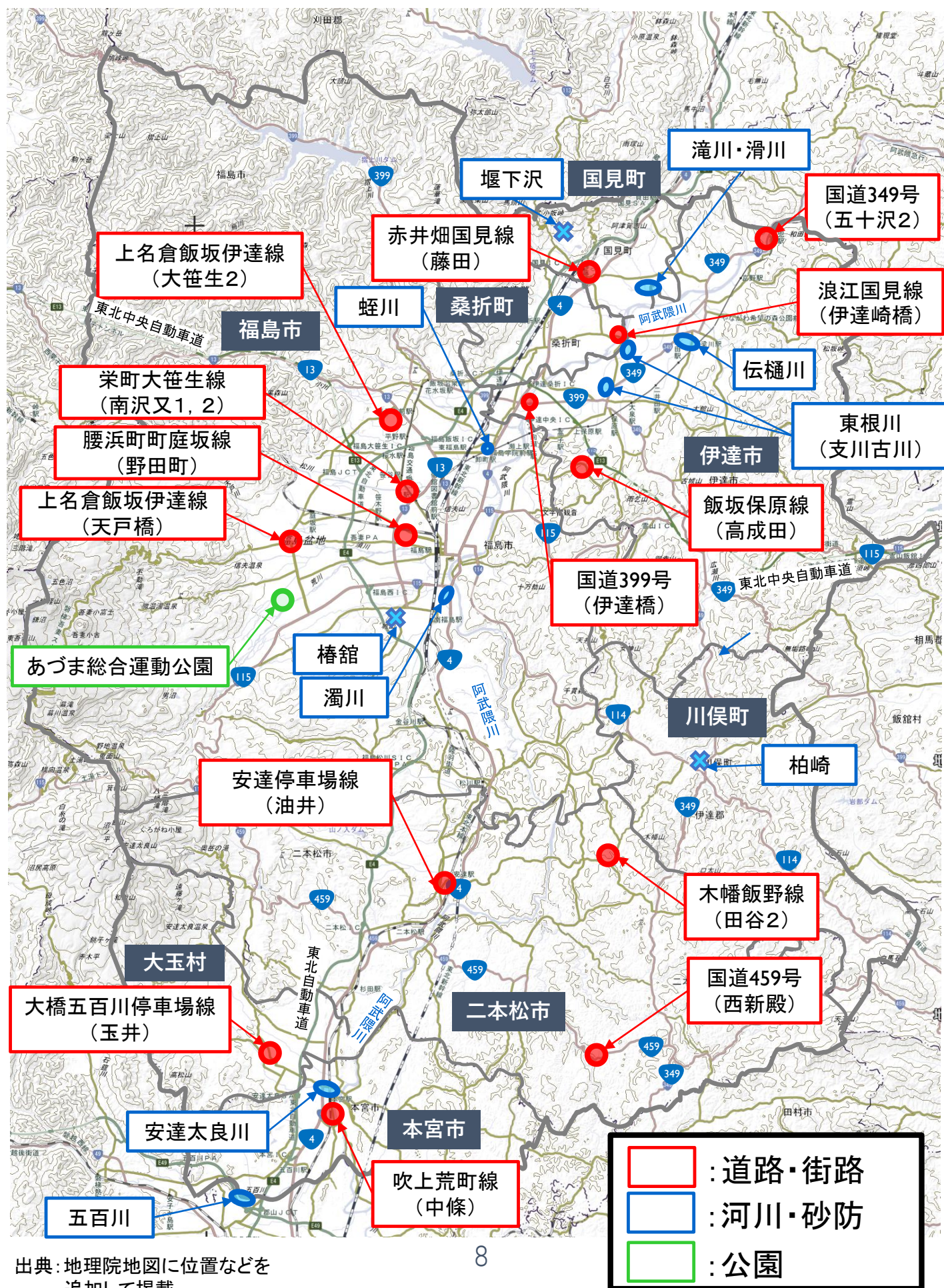


内部行動規準 ～職場コミュニティ～

- ① 明るく元気なあいさつで、さわやかで思いやりのある職場環境をつくりましょう。
- ② 速やかな報・連・相で情報を共有し、風通しの良い職場環境をつくりましょう。
- ③ 日々の研鑽や業務の改善に努め、適正かつ効果的に業務を進めましょう。
- ④ 社会の変化を的確に捉え、県民の視点に立ち、柔軟な発想で業務に取り組みましょう。
- ⑤ 働き方改革や子育て支援などの支援により、誰もが働きやすい職場環境をつくりましょう。
- ⑥ 健康づくりや感染症対策などにより、健康で安心して働ける職場環境をつくりましょう。

3 事業概要

(1) 位置図



出典: 地理院地図に位置などを追加して掲載

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組1 令和元年東日本台風の災害を踏まえた治水対策の加速化

【災害関連事業（河川）】

令和元年東日本台風により、甚大な被害を受けた河川の一連区間において、災害復旧と併せて河川改良を行い再度災害防止を図ります。

- ・ 山舟生川 [伊達市梁川町山舟生]

L=1,885m R6事業完了

- ・ 広瀬川 [川俣町小島]

L=620m R6事業完了

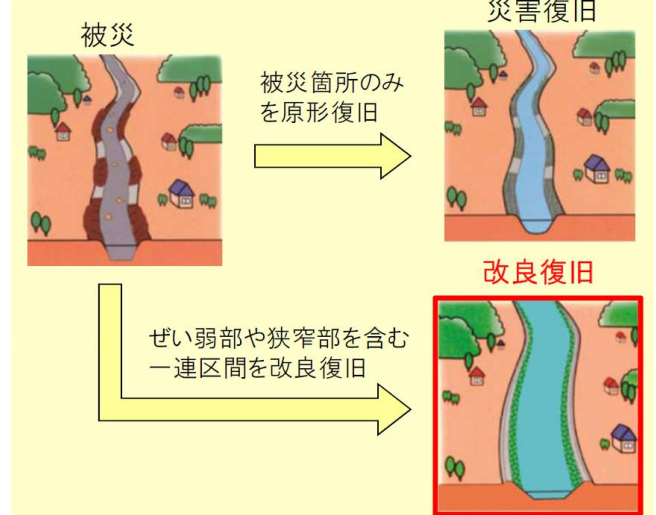
- ・ 移川 [二本松市上長折～下長折]

L=2,179m R7事業完了

- ・ 安達太田川 [二本松市太田]

L=2,340m R5事業完了

改良復旧イメージ（河川）



山舟生川（伊達市梁川町山舟生） 護岸整備状況



広瀬川（川俣町小島） 護岸整備状況



移川（二本松市上長折） 護岸整備状況



安達太田川（二本松市太田） 護岸整備状況

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組1 令和元年東日本台風の災害を踏まえた治水対策の加速化

【背水対策事業（河川）】

令和元年東日本台風で増水した阿武隈川の背水の影響で支川が越水・破堤し、甚大な浸水被害が発生したことから、支川の一連区間において築堤・護岸工・河道掘削等を行い、浸水対策を推進しています。

・ 滝川（滑川） [伊達郡国見町大字徳江地内]

滝川 L=1,140m R6事業完了

滑川 L=750m R7事業完了

・ 塩野川 [伊達市梁川町東塩野川地内]

L=420m R6 事業完了

・ 佐久間川 [伊達郡桑折町大字伊達崎地内]

L=250m R6 事業完了

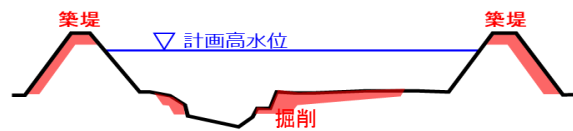
・ 濁川 [福島市郷野目地内]

L=1,100m R8 築堤工 等

・ 安達太良川 [本宮市本宮地内]

L=800m

【事業実施のイメージ】



滝川（伊達郡国見町） 堤防整備状況



佐久間川（伊達郡桑折町） 堤防整備状況



塩野川（伊達市梁川町） 堤防整備状況



濁川（福島市鳥谷野） 堤防整備状況



安達太良川（本宮市本宮） 堤防整備状況

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組1 令和元年東日本台風の災害を踏まえた治水対策の加速化

地域の方々の生命や財産を守るため、洪水被害のおそれがある河川において、堤防を築造したり、掘削により川の幅を広げたりする工事を行っています。

【河川事業】

- | | | | |
|-------------|-----------|------------|------------|
| ・ 五百川 | [本宮市・郡山市] | L= 1,000 m | R8 樋管工、橋梁工 |
| ・ 蛭川 | [福島市瀬上町] | L= 1,800 m | R8 護岸工 |
| ・ 東根川(支川古川) | [伊達市保原町] | L= 7,696 m | R8 遊水地掘削工 |
| ・ 伝樋川 | [伊達市梁川町] | L= 3,400 m | R8 橋梁工 |



五百川（本宮市・郡山市）五百川橋旧橋撤去完了



古川（伊達市保原町）整備箇所



伝樋川（伊達市梁川町）東土橋 1 号橋上部工完了



蛭川（福島市瀬上町）護岸整備状況

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組1 令和元年東日本台風の災害を踏まえた治水対策の加速化

- 豪雨・地震などの自然災害に強い施設整備

土石流やがけ崩れ、地すべりなどの土砂災害が発生するおそれのある箇所において、みなさんの生命や家、公共施設等を守るため、砂防ダムや擁壁工などの工事を行います。

【砂防事業】

・ 東八川	[福島市松川町]	砂防えん堤	R6 概成
・ 堰下沢	[国見町]	砂防えん堤	R8 用地補償

【急傾斜事業】

・ 椿館	[福島市]	崩壊土砂防護柵工	R8 防護柵工
・ 柏崎	[川俣町]	崩壊土砂防護柵工	R8 防護柵工



東八川（福島市松川町）下流護岸工完了



柏崎（川俣町）崩壊土砂防護柵工

- 異常気象時における情報提供・住民避難などのソフト対策

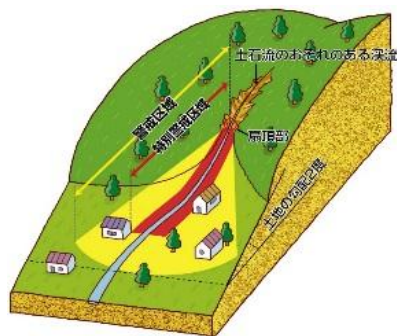
【土砂災害警戒区域等の指定】

1巡目の基礎調査完了 1,585箇所、区域指定完了 1,577箇所

新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所 10,889箇所の基礎調査をR7から実施

土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



急傾斜地の崩壊

傾斜度が30°以上である土地が崩壊する現象



地すべり

土地の一部が地下水等に起因してすべる自然現象



3 事業概要

(2) 取組別事業

取組1 令和元年東日本台風の災害を踏まえた治水対策の加速化

- 防災・減災、国土強靱化に向けた施設の整備・更新

全国でも大規模な自然災害が頻発している状況を受け、緊急点検を実施し、みなさんの生命や財産、公共施設等を守るため、治水対策、土砂災害対策、冠水対策など、様々な対策を行います。

【治水対策：河道掘削、樹木伐採等】

洪水氾濫などに対応した河道掘削・樹木伐採等を実施します。

R8施工箇所： 須川（福島市）
広瀬川（伊達市）
上小国川（伊達市）
祓川（伊達市）
六角川（二本松市）
五百川（本宮市）等



施工前
天戸川（福島市）※R7年度実施
施工後

【土砂災害対策：砂防えん堤補強等】

土砂氾濫などに対応した砂防えん堤工、ひび割れ対策工等を実施します。

R8施工箇所： 坊田沢（伊達市）
小谷ノ沢（川俣町） 等



施工前

坊田沢砂防えん堤 増厚工完了

【堤防補強：堤防天端補強（舗装）等】

堤防を強化するため、堤防天端の舗装と併せて法肩部に防草シートを設置します。

R8施工箇所： 摺上川外（福島市飯坂町外）



施工前
松川（福島市）※R7年度実施
施工後

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組2 自然災害に強い道づくりと安定的な道路利用の確保

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、速やかに復旧・復興できるしなやかさを備えた強靱な道路をつくります。

【災害防除：緊急輸送路等の落石対策】

緊急輸送ネットワークの機能強化を進めるため、落石等危険箇所等の法面対策を実施します。

R8施工箇所：国道459号 立石工区
(二本松市) 等



施工前
国道459号 立石工区 (二本松市)
施工後

【橋梁耐震補強】

大規模地震時の救助活動を支えるため橋梁の耐震化等を実施します。

R8施工箇所：国道115号 文知摺橋
(福島市) 等



施工前
国道115号 文知摺橋 (福島市) ※橋脚巻立
施工後

【道路の冠水対策】

台風時に冠水しない道路の整備を進めます。

国道349号 五十沢2工区 [伊達市梁川町]

L=2,400m W=6.0(10.5)m

R8：道路設計、用地測量



令和元年東日本台風時の状況

至丸森町

国道349号 五十沢工区 (伊達市梁川町)

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組2 自然災害に強い道づくりと安定的な道路利用の確保

●災害復旧対応

①災害復旧事業の目的

自然災害により被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧する事。

②災害復旧事業の概要

- ・災害は、地域的・時間的に極めて偏って発生
- ・災害発生地域や時期、規模の予測が困難
- ・災害復旧に必要な費用は膨大かつ大きく変動

を有する災害復旧事業を実施するにあたっては、大きな費用への対応が必要となる。

これを個別の地方公共団体のみで負担することは困難または非効率であるため、国の災害復旧制度が存在する。

③対象施設は

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園 …など

●管内土木施設等災害査定実施結果（令和7年発生災害）

令和7年度は、県及び市町村管理施設の災害査定実績なし

令和8年3月31日現在

被災からの復旧工事状況写真

地震（令和4年3月16日発生）により被災した2橋について国が工事を行っています。

- ・伊達橋（国道399号）：権限代行による災害復旧工事
- ・伊達崎橋（県道浪江国見線）：修繕代行による工事



出典：福島河川国道事務所ホームページ資料に説明を追記



←「伊達橋 災害復旧」の詳細はこちら



出典：福島河川国道事務所ホームページ



←「伊達崎橋 修繕代行事業」の詳細はこちら

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組3 県管理施設の安定的な機能を確保する維持管理

●道路パトロール

道路・河川パトロール

県の管理する道路の状況や交通の状況を常に把握し、道路及び付属物の異状や不法占用等に対して適切かつ迅速な措置を講じて道路を常に良好に保つために行っています。

□パトロール種類

1) 平常時パトロール

- ・下記以外のパトロール、各月の重点項目を設定し、行政職 1、運転手 1、道路補修員 1 の 3 名 1 班とし、2 班体制にて実施（土木事務所は 1 班体制）

2) 異常時パトロール

- ・大雨等の注意報が発令された段階以降のパトロール及び建設事務所長又は土木事務所長が異常時と判断し、指示したパトロール

3) 地震時パトロール

- ・震度 5 弱以上の地震が発生した段階においてのパトロール

4) 主要構造物パトロール

- ・主要な構造物を定期的に点検するためのパトロール

5) 夜間パトロール

- ・県管理照明灯の切れがないか確認する等のパトロール



舗装穴埋め



道路の異常を点検している様子

●河川パトロール

県の管理する河川を清潔かつ良好な状況に保ち、かつ正しい利用に供し、河川管理の万全を期するために行っております。

またパトロールにおいては重点区間を設定し、県管理河川を月 2 回程度実施しております。（重点区間とは市街地、重要水防区域、重要構造物、不法投棄箇所、地元要望箇所の区間となります。）

パトロールは行政職 1 名、運転手 1 名、河川巡視員 1 名の計 3 名で行っております。

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組3 県管理施設の安定的な機能を確保する維持管理

- 長寿命化計画に基づく適切な維持管理による道路施設の長寿命化

各施設の長寿命化計画に基づき、計画的な点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルにより施設の機能を確保するため、柔軟かつ効率的な補修を行います。

【橋梁修繕】

R8施工箇所：

福島吾妻裏磐梯線 あづま陸橋
(福島市)



施工前



仮設足場完了

福島吾妻裏磐梯線 あづま陸橋 (福島市)

【橋梁補修】

R8施工箇所：

丸森柳川線 第8梁川跨線橋
(伊達市)



施工前



施行後

浪江国見線 丹波塚跨線橋 (伊達市)

【橋梁修繕】

R8実施箇所：

岳温泉線 湯仙橋
(二本松市)



施工前



施行後

国道459号 羽石高架橋 (二本松市)

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組3 県管理施設の安定的な機能を確保する維持管理

【あづま総合運動公園の管理】

あづま総合運動公園は、広域都市公園として昭和42年に明治百年記念事業の一つとして計画されたのが始まりで、平成7年にふくしま国体のメイン会場として使用されたあづま陸上競技場をはじめ、あづま総合体育館、あづま球場等のスポーツ施設のほか、サイクルスポーツ広場、トリムの森等のレクリエーション施設があり、人々の心身のリフレッシュや健康づくりに応えるための様々な施設が整備されています。

当事務所では、利用者が快適にスポーツや散歩ができるようにスポーツ施設やレクリエーション施設の維持修繕に努めています。

なお、野球場につきましては、令和3年の東京オリンピック・パラリンピック、野球・ソフトボール競技の一会場となりました。

令和7年4月1日現在

公園名	種別	都市計画決定（最終）			開設面積	主要施設
		面積	年月日	番号		
あづま総合運動公園	広域	98.2ha	H4.11.24	福島県告示第1272号	98.2ha	陸上競技場 野球場 総合体育館 広場 サイクルスポーツ広場 民家園

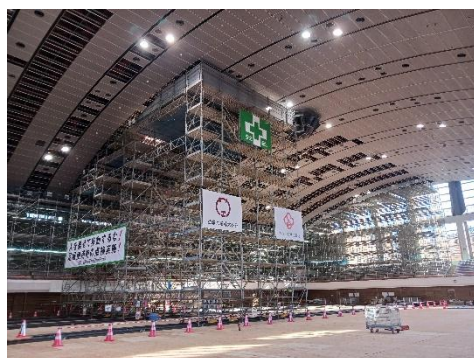


※公園の運営と日常管理は指定管理者（公益財団法人福島県都市公園・緑化協会）に委託しております。

【あづま総合運動公園の施設改修工事】

安全・安心な利用環境の確保のため、あづま総合体育館の改修工事（地震による天井材の落下防止）を実施しています。

また、公園内の照明をLEDに更新しました。



あづま総合体育館（メインアリーナ）



公園内照明のLED化

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組4 豊かに暮らし続けるための地域づくり

【地域づくり・まちづくりを支援しています】

魅力ある地域づくりや地域の活性化を図るため、『元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業』を実施しています。

- ① 地域の方が主役となり、地域の歴史や文化などの地域資源を活用して、「個性と魅力ある美しい地域づくり」や「交流人口の拡大」についての施策を、地域の方や市町村、関係団体等と連携しながら策定していきます。
- ② 施策については、県や地域の方、市町村、関係団体等が役割分担し、ソフト・ハード両面から推進することにより、地域に愛着と誇りをもち、活力のある地域社会の実現を目指します。
- ③ 他地区との交流・連携や他事業（サポート事業やまちづくり交付金事業等）と組み合わせにより、広域的で、より充実した地域づくりを目指します。



土湯温泉街（土湯温泉線・福島市）



土木学会選奨土木遺産＆国登録有形文化財に指定された十綱橋（福島飯坂線・福島市）

【広域サイクリングルートを設定し、自転車走行空間を整備しています】

福島県では、県内の美しい自然環境や豊かな観光資源を活かした『福島県広域サイクリングルート』を、7つの地域ごとに設定しました。

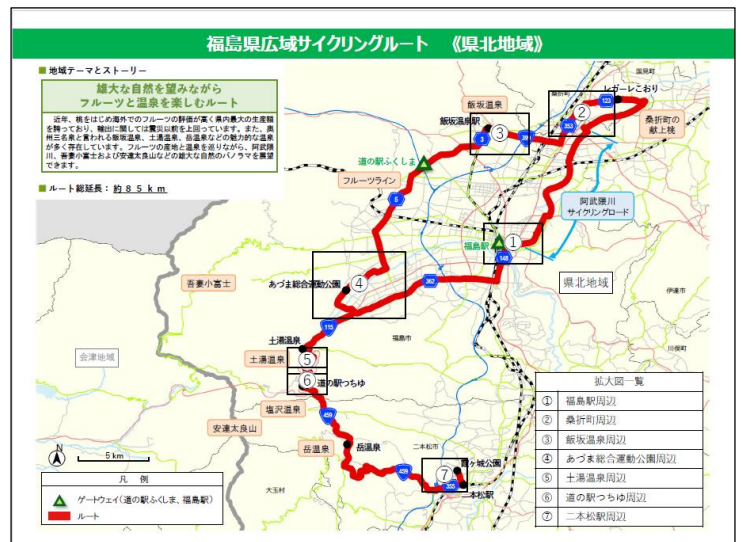
県北地域では、雄大な自然を望みながらフルーツと温泉を楽しむルートとして、『県北やまなみフルーツルート』を設定し、自転車走行空間を整備しています。



自転車走行空間の整備状況（上名倉飯坂伊達線）



「広域サイクリングルート（福島県自転車活用ポータルサイト）」の詳細はこちらから



福島県広域サイクリングルート《県北地域》

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組5 交流とにぎわいづくりを支えるまちづくり

地域の文化や歴史、観光資源など地域特性をいかし、市町村のまちづくり計画と整合を図るとともに、地域住民や企業・学校等とも連携を図りながら、交流とにぎわいづくりを支えるまちづくりを進めます。

- まちの魅力を高める道路整備

【街路事業】

- ・ (都)栄町大笹生線 南沢又1工区 (福島市南沢又)
L= 325.0m W=6.0(15.0)m
R8 : 改良舗装工
- ・ (都)栄町大笹生線 南沢又2工区 (福島市南沢又)
L= 450.0m W=6.0(15.0)m
R8 : 物件調査 等



栄町大笹生線 南沢又1工区 (福島市南沢又)

【街路事業】

- ・ (都)腰浜町町庭坂線 野田町工区 (福島市野田町)
L= 400m W=13.0(27.0)m
R8 : 電線共同溝工 等



腰浜町町庭坂線 野田町工区 (福島市野田町)

【街路事業】

- ・ (都)吹上荒町線 中條工区 (本宮市本宮字中條)
L= 200m W=6.0(18.0)m
R8 : 調査設計 等



吹上荒町線 中條工区 (本宮市本宮字中條)

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組6 快適で安全な居住空間の確保と空き家対策等の促進

● 県営住宅の「安全」と「安心」の確保

外壁や屋上等の劣化部分について計画的に改修工事を進め建築物の耐久性を向上させています。また、住宅内部のリフォーム（バリアフリー化、浴室のユニットバス化、流し台の更新等）を実施するなど居住環境の改善に取り組んでいます。



外壁改修の状況
上並松団地（R8.3竣工）



住宅内部リフォームの状況
蓬莱団地（R8.3竣工）

● 地域のシンボルとして親しまれる建築物等の整備

新しい学校等の建設や老朽化した建築物の大規模改修等を行っています。



あだち支援学校（小中学部）新築工事
（R7.7竣工）



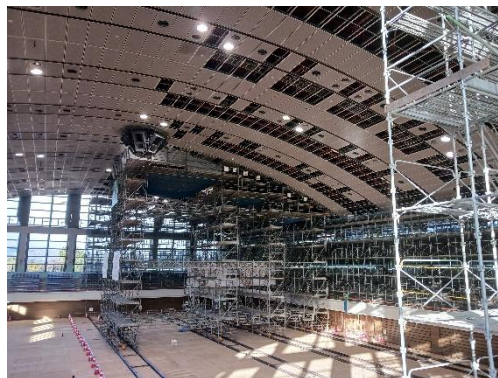
文化センター大ホール天井復旧改修工事
（R8.3竣工）

● 地震等の自然災害に強い公共施設整備

災害発生時に防災拠点や避難施設という重要な役割を担うため、天井を補強するなど減災化工事を進めています。



天井の減災化改修の状況
あづま体育館サブアリーナ（R7.4竣工）



天井の減災化改修の状況
あづま体育館メインアリーナ（R8.3施工中）

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組6 快適で安全な居住空間の確保と空き家活用による地域活性化

- 建築物や利用する人の安全を守るため、建築基準法等に基づき必要な指導を行っています。
- 良質な住宅・建築物等の確保や空き家の活用・除却に対する補助事業を行っています。

① 建築物の検査

建築物が完成した時は完了検査を行うほか、一定規模以上の住宅等では中間検査を実施し、完成後に見えなくなる部分を確認しています。



② 違反建築の取り締まり

違反建築に対しては、適時必要な是正措置を行うとともに、未然防止や早期発見に向けて、関係市町村と連携しながら定期的にパトロール等を行っています。



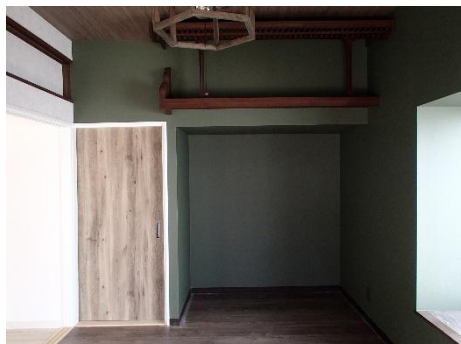
③ 建築物の立入調査

不特定多数の人が利用する建築物は、消防署と合同で立入調査し、維持管理状況の確認や必要な改善指導を行うとともに、施設管理者からの相談等に応じています。



④ 空き家活用等への支援

空き家の活用等を通じた地域活性化を促進するため、空き家のリフォーム等に対する補助を行っています。また、管内市町村と協力しながら様々な空き家対策に取り組んでいます。



3 事業概要

(2) 取組別事業

取組8 建設産業発展のための職場環境整備と担い手確保の支援

災害から住民の命を守り、復興を支えてきた建設業が今後もその役割を果たし、持続可能な発展をしていくために、情報通信技術の活用による建設現場の生産性向上と業務の効率化を進めるとともに、将来の建設産業を支える担い手確保につながる広報活動などを行います。

【現場見学会】

(R7)

11/10 桑折町立半田醸芳小学校（上名倉飯坂伊達線 天戸橋工区）



上名倉飯坂伊達線 天戸橋工区（溶接現場の見学）

【県庁通りリニューアル】

県道水原福島線（県庁通り※）の無電柱化に合わせた県庁通りのリニューアルの取り組みの一つとして、県庁前にふさわしい道路景観に配慮し、地域への愛着心を育むため、小学生や地域の方々と中央分離帯にチューリップを植えました。

※県庁前から国道13号までの区間



出典：地理院地図に位置などを追加して掲載



3 事業概要

(2) 取組別事業

取組9 高速交通体系をいかした広域交流を促進する道路の整備

県北地域の自然豊かな地域資源を結び県内外の広域交流を促進するため、高速道路へのアクセス道路や県境道路、隣接管内との連携を強化する道路を整備します。

- 高速自動車道と市街地間のアクセス強化のための道路整備

【道路事業】

- ・ 上名倉飯坂伊達線 大笹生2工区
[福島市大笹生]
L= 2,060m W=6.5(27.0)m
R8 : 用地補償 等



上名倉飯坂伊達線 福島大笹生2工区 (福島市大笹生)

【道路事業】

- ・ 上名倉飯坂伊達線 天戸橋工区
[福島市町庭坂]
L= 640m W=6.5(11.5)m
R8 : 橋梁上部工 等



上名倉飯坂伊達線 天戸橋工区 (福島市町庭坂)

【道路事業】

- ・ 飯坂保原線 高成田工区 [伊達市保原町]
L=520m W=6.0(10.0)m
R8 : 道路改良工 等



飯坂保原線 高成田工区 (伊達市保原町)

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組10 日常生活を支え、地方創生に資する道路の整備

通勤・通学、福祉施設、観光地や医療機関へのアクセスなど、生活を支え、地方創生や地域連携に資する道路を整備します。

- 生活を支え、地方創生や地域連携に資する道路整備

【道路事業】

- ・ 国道459号 西新殿工区 [二本松市西新殿]
L=1,720m W=6.0(9.25)m
R8 : 改良舗装工



国道459号 西新殿工区 (二本松市西新殿)

【道路事業】

- ・ 木幡飯野線 田谷2工区 [二本松市田谷]
L=730m W=6.0(10.0)m
R8 : 道路改良工



木幡飯野線 田谷2工区 (二本松市田谷)

【道路事業】

- ・ 浪江国見線 伊達崎橋工区 [桑折町伊達崎]
L=1,400m W=6.5(11.5)m
R8 : 用地補償
伊達崎橋迂回路(仮橋)設置(国代行)

※地震(令和4年3月発生)により被災した伊達崎橋について、国が修繕代行事業を実施。併せて県で道路改良事業を実施。



浪江国見線 伊達崎橋工区 (桑折町伊達崎)

3 事業概要

(2) 取組別事業

取組10 日常生活を支え、地方創生に資する道路の整備

事故や渋滞が発生する交差点や通学路の歩道について、ユニバーサルデザインなどを取り入れた整備により、安全で円滑な通行を確保します。

- 安全で安心して通学出来るための歩道整備及び交差点改良

【道路事業】

- ・ 安達停車場線 油井工区 [二本松市油井]

L= 380.0m W=6.0(10.0)m

R8 : 用地補償 等



安達停車場線 油井工区 (二本松市)

【道路事業】

- ・ 赤井畑国見線 藤田工区 [国見町藤田]

L= 70m W=6.0(10.5)m

R8 : 用地補償 等



至 藤田駅

赤井畑国見線 藤田工区 (国見町藤田)

【道路事業】

- ・ 大橋五百川停車場線 玉井工区 [大玉村玉井]

L= 700m W=6.0(10.5)m

R8 : 用地補償 等



至五百川

大橋五百川停車場線 玉井工区 (大玉村玉井)

3 事業概要

(3) 許認可・申請・届出審査業務

各種認可事務等（行政課）

道路法、河川法による占用許可や、都市計画法・盛土規制法による開発許可、建設業法に基づく建設業許可および経営事項審査、宅地建物取引業法に基づく免許登録、建築士法に基づく建築士事務所の定期報告、県営住宅の入居決定や特殊車両の通行許可などの事務を行政課で行っています。

①道路や河川の一部を使うような場合(道路法、河川法)

車の出入り口を新しく作るため、側溝に蓋を掛けたり、縁石ブロックを撤去する場合は道路管理者の承認が必要です。また、道路を使用する場合は、警察署の使用許可と道路管理者の占用許可の両方が必要な場合があります。河川に対して自由使用の範囲を超える使用には、河川管理者の許可が必要です。

②「開発」という言葉をよく聞きますが、何のことですか(都市計画法)

都市計画法においては、「開発行為」を行うことを言います。法律では「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。」と定められています。例えば、建築物を建築することなどを目的に、造成工事をしたり、農地から宅地へ土地の利用状況を変更するなどです。開発行為をしたい土地の都市計画区域区分、規模や用途などにより制限があり、許可が必要となります。

③盛土・造成を行う場合（盛土規制法）

危険な盛土等への対応として、宅地造成及び特定盛土規制法（通称：盛土規制法）による規制が、県北管内でも令和6年9月24日から始まりました。（福島市は令和6年9月1日から）盛土等を行う場合は、規模に応じて許可や届出が必要となります。

④建築士事務所・建築士の登録をするには(建築士法)

1. 建築士事務所

平成22年7月1日より、建築士事務所登録申請等に関する窓口は、福島県建築士事務所協会（指定登録機関）となりました。

一般社団法人福島県建築士事務所協会 福島市五月町4-25 TEL 024-521-4033

2. 建築士免許

平成22年7月1日より、建築士登録申請等に関する窓口は、福島県建築士会（指定登録機関）となりました。

公益社団法人福島県建築士会 福島市中町4-20 TEL 024-523-1532

※「設計等の業務に関する報告書」は毎年事業年度終了後3月以内に建設事務所行政課に提出することになっています。

④県営住宅に入居するには

県営住宅の入居者募集等については、特定非営利活動法人循環型社会推進センター（県北地区県営住宅管理事務所）へ委託しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.npo-junkan.jp/>



3 事業概要

(3) 許認可・申請・届出審査業務

各種許認可に関する手続き (行政課)

行政課は許認可事務の窓口です。許認可を受けるため、また、許認可を受けてから何らかの変更が生じた場合には各法律等に基づいた手続きが必要です。種々のケースがありますが、不明な点があれば気軽にご相談・お問い合わせください。

①道路・河川の使用、占用に関する申請

道路の工事の承認、道路の占用許可や河川使用及び占用に関する申請は、内容により添付する書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

②建設業許可申請及び許可の変更届

一定の金額以上の建設工事を請け負う場合には、建設業の許可が必要です。許可申請に当たっては、許可の要件を満たしていなければなりません。要件に合致している場合には、所定の書類を添えて申請していただきます。なお、申請には、手数料（福島県収入証紙）が必要となります。新規許可の場合9万円、許可の更新の場合5万円がかかります。決算年度終了後4ヶ月以内に変更届を提出する必要があります。

また、許可を受けた後に許可申請の内容に変更が生じた場合にも、決められた期限内に変更届を提出する必要があります。

③宅建取引業者免許申請及び宅建取引士登録申請と変更届出

1. 宅地建物取引業者免許申請

新規の申請および更新を受け付けています。宅地建物取引業者免許申請書に所定の書類を添付して申請してください。なお、申請手数料（福島県収入証紙）は、33,000円です。

2. 宅地建物取引士登録申請

福島県が実施する宅地建物取引士資格試験合格者の宅地建物取引士登録を受け付けています。宅地建物取引士登録申請書に所定の書類を添付して申請してください。なお、申請手数料（福島県収入証紙）は、37,000円です。

※「宅地建物取引業者免許」「宅地建物取引士登録」とも、登録事項に変更があった場合には、変更内容に応じた変更届が必要となります。

④都市計画法による許可・証明書申請（福島市、二本松市、伊達市を除く）

都市計画区域（市街化区域・市街化調整区域）及びその他の区域において、開発許可又は建築許可が必要な場合には、許可申請が必要です。また、市街化調整区域内等で建築確認を受ける場合、都市計画法に適合していること（開発許可不要であること）を証する書面の交付（＝都市計画法施行規則第60条による証明）が必要となります。

3 事業概要

(3) 許認可・申請・届出審査業務

建築関係

○ 建築物に関する申請や届出の審査、各種相談に対応しています

【主な申請・届出等の業務】

① 「建築基準法」に基づく各種手続（建築確認・中間検査・完了検査・定期報告等）

- ・ 建築物等を建築する場合は、工事着手前に確認申請手続きが必要となり、その申請内容の建築関係法令への適合について審査を行っています。また、建築工事が完成した時は、建物を使用する前に完了検査を行います。
- ・ 不特定多数の人が使用する一定規模以上の建築物や建築設備については、定期点検及びその報告が義務づけられています。対象となる建築物等の所有者等には定期報告を求めており、適切な維持保全等について必要な助言・指導を行っています。

② 「建設リサイクル法（建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律）」に基づく届出

一定規模以上の建築物等を解体・新築・増築を行う場合は、工事着手前に所定の届け出が必要となっており、その内容の適正について審査を行っています。

③ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

安全で長持ちして、安心・快適に暮らせる住宅を長期優良住宅として認定するため、その建築等計画について審査を行っています。

【その他の業務】

上記業務のほか、下記の情報提供や相談対応なども行っています。

① 建築計画概要書の閲覧

既存建築物の確認申請の履歴や配置図等が記載されている「建築計画概要書」を閲覧できます。当事務所窓口での閲覧後コピーすることも可能です。

② 住宅確保要配慮者のための住宅に関する情報提供

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者や子育て世帯など住宅の確保に配慮を要する者）の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、HPで情報提供しています。

③ その他の相談

確認申請の事前協議や耐震診断、アスベスト等に関する相談を受付けています。その他、建築関係法令等に関する相談全般に応じます。

4 沿革

明治 18 年	道路看守制が設けられ、看守2名をして万世大路（現国道13号線）の修繕を行う。
明治 22 年	道路補修は一時郡役所に移管される。
明治 27 年	北部土木区の設置（（東部→富岡、西部→若松、南部→須賀川）4土木監督区とする。）
明治 38 年	福島土木監督所と改め、信夫・伊達・安達及び安積郡の一部を管轄し事務所を県庁内に設ける。
大正 14 年	監督所を県会議事堂内に移転。
昭和 10 年	福島市上浜町3番地に移転。
昭和 19 年	保原土木監督所の設置（伊達一円 県内16監督所となる。）
昭和 21 年	二本松土木監督所の設置（安達郡）
昭和 30 年	機構改革により土木事務所と改称。
昭和 35 年	福島市桜木町4－6に新築移転。
昭和 44 年	機構改革により福島建設事務所と改称し、保原土木事務所・二本松土木事務所の行政区域を包括した。 （両土木事務所は名称をそのまま、規模を縮小し、建設事務所長の管轄となる。）
昭和 46 年	県庁西庁舎の新築により、4階北側に移転。
昭和 48 年	福島市黒岩地内に道路舗装補修作業車両・補修員待機所を、福島建設事務所黒岩分室として新築。
昭和 49 年	6課16係2土木事務所となる。
昭和 53 年	7課15係2土木事務所となる。
昭和 58 年	保原合同庁舎の新築により、保原土木事務所は同庁舎2階（現在地）に移転。
昭和 60 年	二本松合同庁舎の新築により、二本松土木事務所は同庁舎2階（現在地）に移転。
昭和 63 年	7課16係2土木事務所となる。
平成 元 年	8課16係2土木事務所となる。
平成 2 年	7課16係2土木事務所となる。
平成 3 年	事務所を県庁東分庁舎4階に移転。
平成 4 年	7課17係2土木事務所となる（国体関連事業係新設）
平成 6 年	8課17係2土木事務所となる。 機構改革により県北建設事務所と改称。
平成 8 年	組織改正により国体関連事業係を廃止し、道路第3係を新設。
平成 14 年	六角川床上浸水対策室を新設。
平成 15 年	グループ制導入による組織改正。
平成 18 年	六角川床上浸水対策室を廃止し、六角川整備担当を設置。
平成 20 年	グループ制を廃止し、4部10課2土木事務所となる。
平成 21 年	六角川整備担当を廃止。
平成 22 年	組織改正により都市・施設課を廃止、管理計画課と地域保全課を統合して管理課を設置。
平成 23 年	3月11日の東日本大震災により事務所を移転 総務部、企画管理部、事業部は、福島市中町7番17号「中町会館」 建築住宅部は、福島市大町7番25号「アクティ大町」
平成 26 年	吾妻土湯道路管理所の新設
平成 28 年	県庁北庁舎へ事務所を移転（8月29日）
令和 8 年	吾妻土湯道路管理所の廃止（管理課吾妻土湯道路管理係の新設）

5 管轄図

土木施設の管理区分

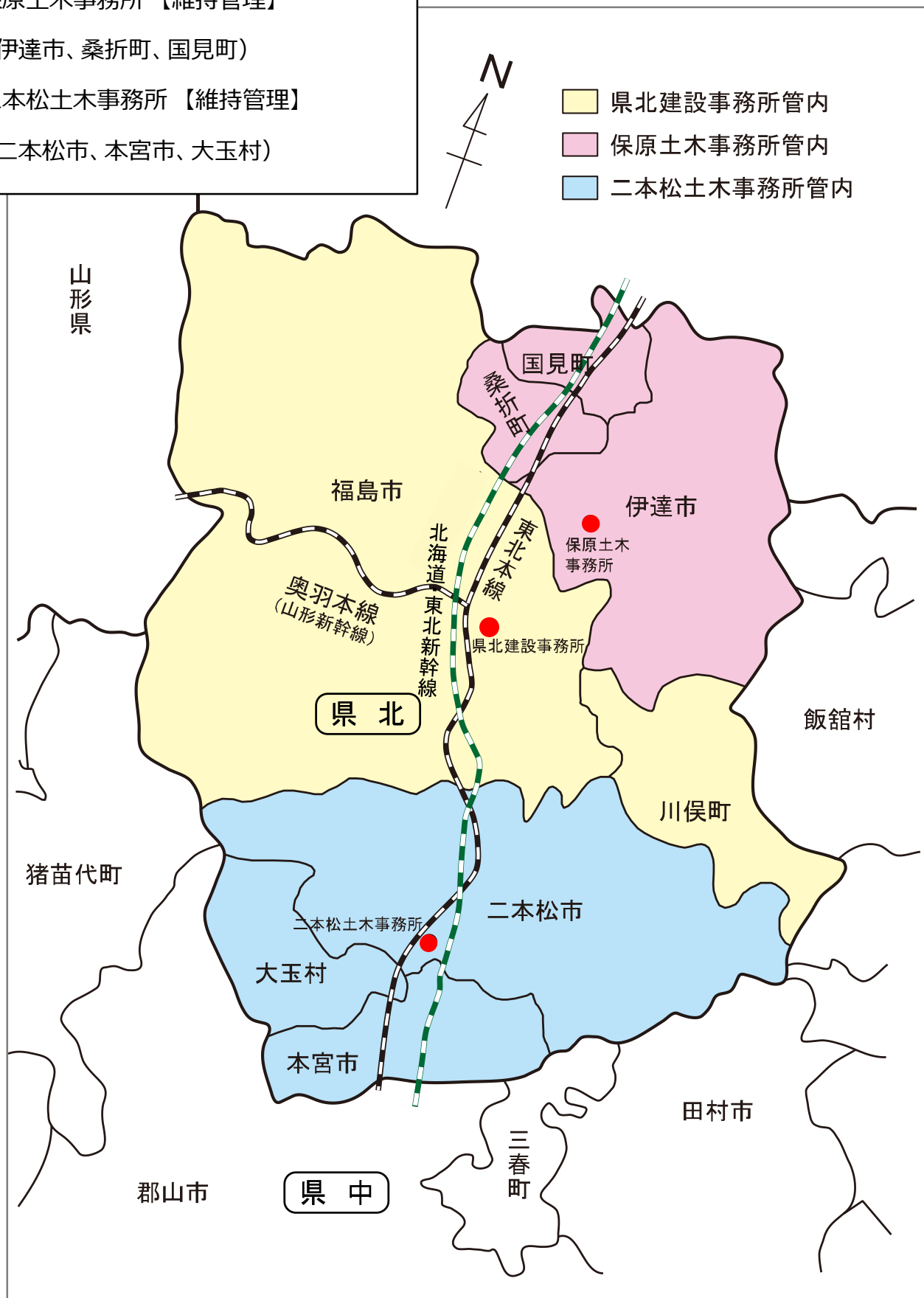
○県北建設事務所

○保原土木事務所【維持管理】

(伊達市、桑折町、国見町)

○二本松土木事務所【維持管理】

(二本松市、本宮市、大玉村)



●県北建設事務所

〒960-8670

福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎 6 階

- ・総務課 ・行政課 ・用地課
- ・企画調査課 ・管理課 ・道路課
- ・河川砂防課 ・建築住宅課

TEL 024-521-2494 FAX 024-521-2849

E-mail kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp

※R8組織改正により、吾妻土湯道路管理所の業務は、
管理課にて行います。



●保原土木事務所

〒960-0634

伊達市保原町大泉字大地内124番

伊達合同庁舎 2 階

TEL 024-575-2151

FAX 024-574-2019

E-mail hobara.doboku@pref.fukushima.lg.jp



●二本松土木事務所

〒964-0915

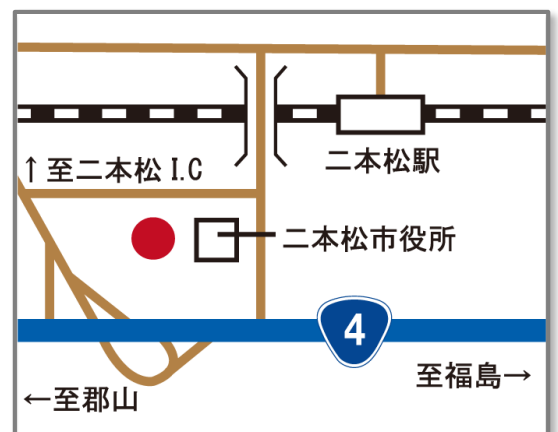
二本松市金色424番地の1

二本松合同庁舎 2 階

TEL 0243-22-1151

FAX 0243-62-2019

E-mail nihonmatsu.doboku@pref.fukushima.lg.jp



《道路の異常を発見したら》

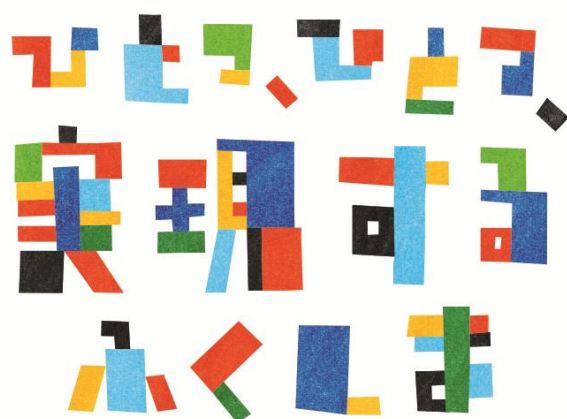
道路緊急ダイヤル # 9 9 1 0 へ(24時間受付)

※ダイヤル式電話ではご利用になれません

《緊急通報以外の道路相談は》

「道の相談室」0120-106-497へ(24時間受付)

E-mail : michiq-a@thr.mlit.go.jp



福島県県北建設事務所

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎 6階
電話 (024) 521-2494

県北建設事務所

検 索